

平成30年2月27日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年2月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	相鉄バス株式会社 (法人番号: 4020001038546) 代表者菅谷雅夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市西区北幸2-9-14 (横浜営業所) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区峰沢町112-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月17日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年2月27日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年2月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	西武バス株式会社（法人番号：6013301006270） 代表者新田力
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都豊島区南池袋1-16-15 （所沢営業所） 埼玉県所沢市大字下富705-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月11日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

平成30年2月27日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年2月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	西武バス株式会社（法人番号：6013301006270） 代表者新田力
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都豊島区南池袋1-16-15 （新座営業所） 埼玉県新座市本多1-12-10
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月12日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

平成30年2月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年2月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	東武バスセントラル株式会社 (法人番号: 7010601028531) 代表者相川春雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区押上1-1-2 (足立営業所) 東京都足立区伊興本町2-9-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年11月17日及び平成30年1月15日、長期間監査未実施であることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年2月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年2月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	小田急バス株式会社 (法人番号: 1012401021275) 代表者抱山洋之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市仙川町2-19-5 (若林営業所) 東京都世田谷区若林2-37-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年11月27日、管理の委託を行っている受託事業者 に法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違 反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅 客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年2月14日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年2月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	京浜急行バス株式会社 (法人番号: 4010401050085) 代表者平位武
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区高輪2-20-20 (新子安営業所) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-14
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年8月17日及び平成29年8月23日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年2月6日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年2月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	湘南京急バス株式会社 (法人番号: 4010401043320) 代表者松本行彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区高輪2-20-20 (堀内営業所) 神奈川県横須賀市三春町4-9
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年12月14日及び平成29年12月21日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)